平成２６年（フ）第７号
新潟県三条市興野１丁目10番２号
債務者　六原　律子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１５号
新潟県加茂市矢立11番５号、住民票上の住所新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1260番地35
債務者　桑原　水器
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県恵那市岩村町本町263番地１の１、住民票上の住所岐阜県恵那市岩村町富田2331番地36
債務者　後藤　有央
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２８号
三重県松阪市郷津町142番地１　高口アパート７号
債務者　河口　澄雄
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１４９号
堺市堺区甲斐町東６丁１番43―208号
債務者　南　祐也
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
大阪府高石市綾園３丁目１番27号、前住所大阪府高石市千代田１丁目８番24号
債務者　水落　務
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
大阪府河内長野市緑ケ丘南町10番18号
債務者　金丸　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
堺市中区八田北町10番地31　18棟104号
債務者　三木　明美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
大阪府羽曳野市島泉９丁目１番12号、前住所大阪市天王寺区東高津町１番24号　ホワイトシャトー堀江403号
債務者　山本　雄太
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
堺市南区宮山台４丁３番７―109号
債務者　角城　正志
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
堺市南区岩室143番地１　狭山シニアハウス岩室
債務者　吉川　久一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
岡山県津山市押入1169番地６、住民票上の住所岡山県津山市総社1083番地
債務者　西村　康彦
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７５号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番２―501号
県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　前花　博子（旧姓房）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９４号
盛岡市東見前９地割36番地12　ミューゼヒロＣ６―201号
債務者　平原　進
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９５号
盛岡市東見前９地割36番地12　ミューゼヒロＣ６―201号
債務者　平原千賀子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５号
新潟県糸魚川市大字下出592番地１
債務者　内山日出男
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２２号
新潟県上越市大字滝寺2397番地６　メゾンドテラス２―Ｃ号
債務者　加藤　武志
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所高田支部